

鯖江広域衛生施設組合告示第2号

鯖江クリーンセンターにおける塵芥処理手数料および再利用品保管施設
における物品売払代金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令第158条第1項および鯖江市財務規則第45条第1項の規定により、塵芥処理手数料および物品売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項および鯖江市財務規則第45条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鯖江広域衛生施設組合
管理者 佐々木 勝久



【塵芥処理手数料】

【物品売払代金】

受託者	荏原環境プラント株式会社 営業第一部 部長 今井 孝治 東京都大田区羽田旭町第11番1号
受託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
受託場所	鯖江クリーンセンター（計量施設、再利用品保管施設） 福井県鯖江市西番町第15号11番地